

【宮崎県】 長期優良住宅の自然災害リスクへの配慮に係る認定基準

(法第6条第1項第4号)

区域	認定の可否	
<p>地すべり防止区域 【地すべり等防止法】</p>	<p>原則認定不可</p>	
<p>急傾斜地崩壊危険区域 【急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律】</p>		<p>【例外的に認定できる場合】 災害防止上必要な措置が講じられ、安全性が確認される場合</p>
<p>土砂災害特別警戒区域 【土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律】</p>		<p>【例外的に認定できる場合】 区域の指定解除がされることが決定している場合又は近い将来解除されることが確実と見込まれる場合</p>
<p>災害危険区域 (急傾斜地崩壊危険区域を除く) 【建築基準法】</p>		<p>【例外的に認定できる場合】 建築基準法第39条第2項の規定に基づき地方公共団体が定める条例において、ただし書等の例外規定により住宅の建築が認められる場合</p>

(注) 宮崎市、都城市、延岡市、日向市の区域内を除く